

あなた と 都税

5月号

2018
(平成30年)
第581号

今月の特集は

自動車税手続きのポイント

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



5月は自動車税の納期です

5月31日(木) までにお納めください

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
- ②コンビニエンスストア
- ③金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング
- ④クレジットカード(インターネットを利用した専用サイト)

都税の納付方法

検索 🔍

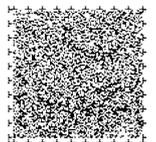
都税の情報発信中!



Twitter アカウント
@tocho_syuzei



Facebook アカウント
東京都主税局



連続立体交差事業 道路整備の一環として鉄道を連続的に高架化又は地下化し、多くの踏切を一挙に除却する事業です。踏切による交通渋滞の解消や、鉄道により分断されていた市街地の一体化、高架下空間の活用など周辺のまちづくりに寄与する極めて効果の大きな事業です。写真は京浜急行本線・空港線連続立体交差事業(京急蒲田駅付近)。

教えて!

特集

タク ちゃん

必要な手続きを知ってトラブル防止

自動車税は、自動車を所有している方に課税される道府県税です。今回は、自動車税に関する疑問やご質問にお答えします。

ケース1

自動車を手放したのに、納税通知書が届いた!

ノンちゃん



私のおじさんが、昨年友人に譲った自動車の納税通知書が届いたって話していたのだけど、どうしてなのかしら?

タクちゃん



自動車税は4月1日時点の所有者*に課税されるんだ。もしかしたら、3月31日までに名義を変更しなかったのかもしれないね。未変更のままだと次の年度も課税になってしまうから、名義変更を行ったかの確認を運輸支局などでした方がいいね。

*所有者とは、自動車検査証(車検証)に記載されている方をいいます。割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。

ケース2

昨年と比べて税額が高くなった!

ノンちゃん



友人が、納税通知書を見たら昨年よりも税金が高くなっているって言っていたわ……。今年から税率が変わったの?

タクちゃん



こういう場合、2つの理由が考えられるよ。一つは、昨年は軽減税率が適用されていた場合だね。新車を初めて登録した翌年度1年間だけ軽減されるものだから、今年は自動車税が高くなったと感じてしまったようだね。

ノンちゃん



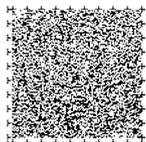
そっか、じゃあこの場合は、普通の税額になったということね。

タクちゃん



そういうことだね。

もう一つ考えられる理由は、今年からグリーン化の重課の対象となったのかもしれない。新車を初めて登録してから一定年数が経った車は、最新の車に比べて環境への負担が大きくなることから、税率が高くなるんだ。



ケース3

引っ越して住民票を移したのに、納税通知書が届かない!

ノンちゃん



引っ越して住民票を移したのに、納税通知書が届かないって、お父さんが言っていたわ。ほかに何か手続きが必要だったのかしら?

タクちゃん



そうだね。車は、運輸支局などで車検証の住所を変更する手続きが必要なんだ。これをしないと、納税通知書が届かなくなってしまうんだ。もし、この手続きが遅れるときは、東京都に納税通知書の送付先だけを変更*してもらうこともできるよ。

*車検証の住所は変更されませんのでご注意ください。

ケース4

他の道府県のナンバーに変わったら、税額はどうなるの?

ノンちゃん



さっき引っ越しの際の注意点を教えてもらったけど、例えば千葉県ナンバーに変わるような場合、自動車税はどうなるのかしら?

タクちゃん



年度の途中で、千葉県のナンバーに変わっても、4月1日時点で登録のある東京都に1年分を納税することになるよ。

チェック



<年度の途中で車を買った場合や他道府県のナンバーに変わった場合の課税について>

異動の状況	課税の取扱い
新規登録	月割課税 年額×登録の月の翌月から年度末までの月数/12=税額*
廃車	月割課税 年額×4月から消滅(抹消登録)の月までの月数/12=税額*
転入・転出・所有者変更	年課税 4月1日の所有者に1年分を課税

*100円未満の端数切捨て



車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます！

運輸支局等において納税確認が可能となり、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています。



▲納付確認まで最大10日程度かかります。お急ぎの方は、金融機関等の窓口で納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご提示ください。

▲ATMなど窓口以外で納付した方へのはがきサイズの車検用納税証明書の発行は終了しています。

車検以外の用途で納税証明書が必要な場合は、全ての都税事務所・支所・支庁で申請いただけます。

申請のお忘れはありませんか？ 自動車税・自動車取得税の減免

障がい者の方のために使用する自動車や、社会福祉法人等が公益のために使用する自動車などについては減免制度があります。

<障がい者の方に対する減免制度>

対象	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、一定の要件を満たす方のための自動車
内容	自動車税及び自動車取得税（上限額あり。） ※障がい者の方1人につき1台に限る ※要申請
申請期限	納税通知書に記載された納期限まで ※新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1か月以内
申請場所	都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

※申請期限を過ぎますと、減免が受けられませんのでご注意ください。

※障がい者の方で既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

申請期間間際は窓口が大変混み合いますので、お早めのご申請にご協力をお願いいたします。

ご存知ですか？

～自動車税のグリーン化制度を実施中！～

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率を重くする「自動車税のグリーン化」を実施しています。

環境負荷の小さい自動車は、新車新規登録された年度の翌年度分の自動車税がおおよそ50%～75%軽減されます。一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、おおよそ10%～15%程度高くなります。

次世代自動車の導入促進税制 (都独自の課税免除)

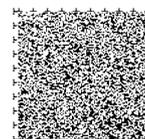
平成21年4月1日から平成33年3月31日までに新車新規登録等をした電気自動車(燃料電池自動車を含む)及びプラグインハイブリッド自動車については、自動車取得税並びに新車新規登録を受けた年度及びその翌年度から5年度分の自動車税が課税免除されます。

東京都では、低炭素型都市の実現に向け、税制面からも支援をしています。詳細は主税局ホームページをご覧ください。

図 ①東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066 平日9時～17時(土・日・休日、年末年始を除く。)

※月曜日及び休日明けの午前中はお問い合わせの電話が集中し、繋がりにくくなりますので、ご了承ください。

②自動車税テレホンサービス(24時間365日対応音声ガイダンス) ☎ 03-5946-6728



タックス・タクちゃんプロフィール ①



主税局の広報物やキャンペーン等で活躍している、こちらのキャラクターは、平成5年にデビューした東京都主税局のイメージキャラクター タックス・タクちゃんです。今年度は、タクちゃん生誕25周年を記念して、都民の皆さまにもっと親しみを持っていただくために、このコーナーでご紹介いたします。

タクちゃんは税金のプロフェッショナルで、都民の皆さまの求めに応じてどこにでもいち早く駆けつけ、相談相手になります。また、時にはスーパーマンのように空を飛ぶこともできます。左のイラストは、1993年5月に都税パンフレットにてタクちゃん初登場時に使用されたのと同じものです。

(次回につづく)

お知らせ

固定資産税・都市計画税(23区内) 納税通知書は6/1(金)発送

23区内の納税通知書は、6月1日(金)に発送します。第1期の納期限は7月2日(月)です。なお、発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

☑ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

減免制度

固定資産税・都市計画税の 耐震住宅減免(23区内)

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅で、一定の要件を満たすものに対して固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

なお、減免を受けるには申請が必要ですのでご注意ください。

●建替え

新築後新たに課税される年度か

ら3年度分、居住部分についての税額を全額減免。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

●改修

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で一戸あたり120㎡の床面積相当分までの税額を全額減免。

☑ 住宅が所在する区にある都税事務所

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税～

中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネ設備等の取得を支援するため、特定の省エネ設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

☑ 所管都税事務所の各税目担当班

ご案内

便利な電子申告をご利用ください!

以下の都税は、eLTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や電子納税をご利用いただけます。

・法人事業税・地方法人特別税・法人都民税

・23区内の事業所税

・23区内の固定資産税(償却資産)*

※電子申告のみ利用可能

オフィスやご自宅から手続きができて、とても便利です!

🌐 <http://www.eltax.jp/>

☑ 利用手続 eLTAXヘルプデスク

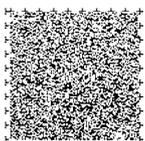
☎0570-081459 または

☎03-5500-7010

申告内容・納税 所管の都税事務所

●編集後記

今月から新しい連載が始まりました。難しいイメージのある税金ですが、今後もタクちゃんと一緒に分かりやすくお伝えできるよう、頑張ります。(N)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。

「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙バブル配合率20%再生紙使用
石油系顔料を含まないインキ
を使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5388-2924

印刷番号(29)72 平成30年5月1日発行